

国立大学法人京都工芸繊維大学における公的研究費の不正防止計画

平成19年9月21日

統括管理責任者裁定

最終改正 令和7年3月27日

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正な使用を防止するため、国立大学法人京都工芸繊維大学公的研究費取扱規則（平成19年8月9日制定）第7条の規定に基づき、以下のとおり不正防止計画を定める。

なお、不正防止計画は、実態に対するモニタリングとともに、文部科学省及び他機関からの情報提供等を参考にしながら、より効果的な計画となるよう評価及び見直しを行い、適宜更新するものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	対応する防止計画
公的研究費の管理・運営に係る責任体系が不明確	本学の管理責任体系を明確に規定し、ホームページ等で公表するとともに、コンプライアンス教育等を通じ、教職員に周知する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	対応する防止計画
公的研究費の使用についてのルールが理解されていない	コンプライアンス教育の定期的な開催、冊子の配布、学内ホームページ、理解度調査等で周知を図る。
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄	啓発活動を定期的に行い、関係者の意識を高めるとともに、責任を明確化するため採用時等に構成員から誓約書を徴取する。 なお、誓約書の提出を財務会計システムのアカウント発行の要件とする。
相談窓口が不明確	事柄ごとに相談窓口を定めて公表し、冊子や学内ホームページ等で周知する。
告発等の取扱いに関する周知不足	公的研究費の不正使用に係る告発等の取扱いに関して、規程及び体制を整備し、学内外に対して分かりやすく周知する。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因		対応する防止計画
経費の執行状況が適切に把握されていない		教員発注後は速やかに財務会計システムへ入力することを促すとともに、経費の執行状況を適切に把握するため、モニタリングを行う。
予算執行が年度末に集中する		予算執行期限（財務会計システムへの入力期限）を設け、全学的に周知する。
競争的研究費等の不適切な使い切り		繰越制度の活用と、研究費を年度内に使い切れずに返還してもその後の採択等に悪影響がないことを全学的に周知する。
競争的研究費等の配分が遅いため、予算執行が適切に行われない		事務局内における予算配分業務フローを見直し、科研費等の予算配分時期を早期化する。
経費ごとの使用についてのルールが理解されていない		使用目的のある経費について、経費担当課、教員、財務課及び経理課の間で、当該経費の使用ルールについて情報共有を行い、不適切使用を防止する。
物品購入・役務	教員（又は調達担当者）と業者の関係性による、恣意的な業者選定	特定の業者に偏った発注がないか注視するため、必要に応じて債務を確認するなど取引状況の確認を行うとともに、取引業者から誓約書を徴取し、癒着の発生を防止する。
	納品検収業務の形骸化	全ての購入物品について納品時の検収を徹底するとともに、必要に応じて会計監査担当者が検収担当者に検収方法を確認する。
	特殊な役務契約に対する検収が不十分	専門知識を有する教職員及び検収担当者が、作業完了報告書等により検収を行う。
	検収済伝票が経理課へ提出されず、教員の手元に滞留する	経理課から教員へ状況照会を行い、改善されない場合はコンプライアンス推進責任者が指導を行う。
	立替払いが頻繁に行われることで公私の区別がつきにくくなる	e コマース業者と大学が契約するなど、極力教員が支払いに関与する必要のない仕組みを構築する。
	公的研究費で購入された物品が適切に管理されない	固定資産、少額資産及び換金性の高い物品の現物確認を行う。加えて、自身が管理を担当する物品を教職員各自で確認できるシステムを構築し、管理を容易にする。

不正発生の要因		対応する防止計画
旅費・謝金等	出張伺及び謝金実施計画書が事前に提出されない	必ず事前に提出するようコンプライアンス教育等で周知するとともに、オンラインで申請が完了するシステムを構築し、遠隔でも提出できる環境を整える。
	出張の事実確認が不十分	エビデンスが添付されていない打合せ等出張報告書については、抽出により相手先に出張の事実確認を行う。
	謝金の事実確認が不十分	競争的研究費により一定期間（3ヶ月以上）継続して従事する者に対してヒアリングを行い出勤状況の把握に努めるとともに、その他の者についても、抽出による従事者との面談等により勤務の事実確認を行う。
	非常勤雇用者の勤務管理が研究室任せ	事務局において、非常勤雇用者の採用時に勤務条件の説明を口頭又は書面で行うとともに、就業管理システムの出退勤データの確認及び抽出による従事者との面談等により勤務の事実確認を行う。

4. モニタリング体制の充実

不正発生の要因	対応する防止計画
書面による監査だけでは教員への牽制が不十分	事務職員が教員の研究室に訪問し、発注記録の確認や旅費・謝金に対するヒアリング、経費執行状況の確認等を行う。
不正防止計画推進部署（適正経理推進室及び財務課）と、監事及び監査室との連携不足	監事及び監査室にモニタリングの実施状況等の情報提供を行い、不正防止計画の実施・見直しの状況について意見交換を行う。
研究現場の実態と不正防止計画の乖離	毎年度末にコンプライアンス推進責任者へ不正防止への取組に関するアンケートを実施し、不正防止計画の見直しに反映させる。